⚠ スマホでお手続きの方へ

前の画面に戻るには、ブラウザのボタン＜を押してください。

×ボタンや完了ボタンを押すと、ブラウザが閉じてしまい、お手続きが最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

2026.02

Travelキャンセル保険

重要事項等説明書

Mysurance
マイシュアランス

Travelキャンセル保険 重要事項等説等明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 … 保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 … ご契約に際して保険契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 商品のしくみと補償内容

契約概要　注意喚起情報

(1) 商品のしくみ

Travelキャンセル保険(※1)は、突然の入院や通院、悪天候による交通機関の遅延などで旅行予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。

(※1)　Travelキャンセル保険は、費用の保険普通保険約款にTravelキャ

ンセル費用特約をセットした商品の名称です。

Travelキャンセル保険	
普通保険約款	費用の保険普通保険約款
補償に関する特約	Travelキャンセル費用特約
その他の特約	保険料支払手段に関する特約

Travelキャンセル保険の補償対象は国内旅行で、「国内宿泊」「国内ツアー(※2)」「日帰りツアー(※3)」「国内航空券」の4つのタイプの旅行予約が対象となります。

- **国内宿泊**
- **国内ツアー**
- **日帰りツアー**
- **国内航空券**

(※2)　国内宿泊+交通手段(バス、航空機、鉄道・新幹線、クルーズを除く船)がセットされている旅行をいいます。

(※3)　宿泊を伴わない旅行で、バス、航空機、鉄道・新幹線等がセットされている旅行をいいます。

(2) 補償内容

被保険者または同行者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金額を限度(※)にキャンセル料を保険金としてお支払いします。

(※)　既にお支払いしている保険金がある場合は、保険金額からお支払いした保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由

① 死亡した場合

② 被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って31日以内に死亡した場合

③ 旅行開始日を含め遡って7日以内に入院する、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まった場合

④ 旅行開始日を含め遡って4日以内に通院した場合(※1)
なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。

⑤ 被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院し、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まり、看護または介護を行う場合

⑥ 被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って4日以内に通院したことに伴い看護または介護

を行った場合
なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。

⑦ 被保険者または同行者が旅行開始日を含め遡って7日以内にインフルエンザ感染症(※2)または新型コロナウイルス感染症(※3)もしくは当社の指定する感染性胃腸炎(※4)を発病(※5)した場合

⑧ 常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合
ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。

- 火災、落雷、破裂または爆発(※6)
- 風災(※7)、雹(ひょう)災または雪災(※8)
- 水災(※9)
- 地震、噴火またはこれらによる津波

⑨ 乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関に運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合
ただし、運行時刻が定められている交通機関に限ります。

⑩ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合

⑪ 旅行開始日またはその前日に交通事故(※11)を起こした場合

⑫ 旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合

⑬ 旅行開始日を含め遡って7日以内に道路交通法に定める免

許の取消し、停止等の処分を受けた場合

⑭ 医師の診断により妊娠の事実が判明した場合
ただし、保険契約締結時点で妊娠の事実が判明していた場合を除きます。

⑮ 飼っている犬または猫が旅行開始日を含め遡って7日以内に死亡した場合

⑯ 飼っている犬または猫が旅行開始日を含め遡って4日以内に通院した場合

⑰ 飼っている犬または猫が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院し、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まった場合

⑱ 旅行日程内に参加することを予定し、チケットを購入していたイベント(※12)が中止または延期となった場合

(※1) 通院
旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2) インフルエンザ感染症
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいいます。

(※3) 新型コロナウイルス感染症
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

(※4) 当社の指定する感染性胃腸炎
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行

規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第6号に規定する感染性胃腸炎のうち、病原体がノロウイルス、 ロタウイルスを原因とするものをいいます。

(※5)　発病
発病の認定は、被保険者または同行者以外の医師の診断によります。

(※6)　破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※7)　風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※8)　雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(※9)　水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※10)・落石等をいいます。

(※10) 土砂崩れ
崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※11) 交通事故
車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限ります。

(※12) イベント
一定の期間を定めて開催される演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいいます。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

① 被保険者または同行者の犯罪行為または闘争行為

② 被保険者または同行者に対する刑の執行

③ 被保険者または同行者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(※1)を運転している間に生じた事故

④ 保険契約者、被保険者(※2)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

⑤ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※3)

⑦ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨　直接であると間接であるとを問わずテロ行為(※4)によって、またはテロ行為(※4)の結果として生じた損害

など

(※1)　自動車または原動機付自転車をいいます。

(※2)　保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※3)　群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※4)　政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

2 契約概要

保険期間および保険責任開始日

保険契約お申込み後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。
補償の終了は、旅行終了日(※)の午後12時となります。

(※)　旅行タイプが「国内航空券」の場合、復路の出発日が旅行終了日となります。(片道のみの場合は往路の出発日が旅行終了日となります。)

(注)　この保険の保険期間は最長1年間となります。保険契約お申込みから旅行終了日が1年を超える旅行予約のお引受けはできません。

3 契約概要

引受条件(保険金額など)について

(1) 保険金額

この保険の保険金額は保険契約申込時点の予約代金(※)で、契約容確認証記載の金額です。

(※) 予約代金とは各種割引適用前の金額(税込)をいいます。ただし、キャンセル料が割引後の予約代金に適用される場合は、割引後の金額とします。

(2) ご契約者・被保険者

ご契約者の方は18歳以上の個人となります。被保険者はご契約者本人に限ります。

4 契約概要

保険料のお支払いについて

保険料は一括払で、クレジットカードにてお支払いいただきます。(クレジットカードはご契約者本人のカード(家族カードを含みます)に限ります。)

5

保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。
ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

6 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合は、当社マイページからただちに当社までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求を行うときは普通保険約款・特約に定める書類等 (キャンセル事由を証明する書類、キャンセル料およびキャンセル料の支払いを確認できる領収証、等)をご提出いただきます。
- この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

7 注意喚起情報 解約返れい金および解約のお手続き

この商品の解約返れい金は、解約のお申出日によって以下のとおりとなります。

<旅行開始日を含め遡って16日以前>
保険料の全額を解約返れい金として返還します。ただし、保険金のお支払いがある場合は解約返れい金はありません。

<旅行開始日を含め遡って15日以降>
解約返れい金はありません。

ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。

8 注意喚起情報
告知事項・通知事項

(1) 告知事項

ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険に告知事項はありません。

(2) 通知事項

ご契約者または被保険者は、同行者が変更または増員・減員となった場合は、当社マイページで変更手続きを行ってください。なお、同行者の変更または増員・減員以外で旅行予約の内容(※)が変更となった場合は、保険契約はご継続いただけません。当社マイページより解約のお手続きを行ってください。

(※) 旅行予約の内容に変更がなく旅行終了日のみ延長となる場合については変更手続きが可能となります。(ただし、旅行タイプが「国内航空券」の場合は変更いただけません。)

9 契約概要
満期返れい金・契約者配当金

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10

注意喚起情報

クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

11

注意喚起情報

補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

12

注意喚起情報

支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社

などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(http://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

13 注意喚起情報
少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。
少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

① 保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)となります。
(Travelキャンセル保険の保険期間は最長1年です。)

② 1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。

③ 1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円となります。

14 契約概要 注意喚起情報
少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1) 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削

減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に下の措置を講じることがあります。
①保険料の増額
②保険金額の減額

(2) 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1.個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

① 当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

② 再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

③ 国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

④ 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト (https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/) をご覧ください。

2.保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1.個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争

解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約 (ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室

0120-82-1144

<受付時間>
平日9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

本保険はインターネットを経由しMysurance株式会社と締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。
取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っている場合と、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っている場合があります。(なお、媒介業務の場合は、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。)詳しくは代理店の取扱方針等をご確認ください。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】
https://www.mysurance.co.jp

【お問合せフォーム】
https://inquiry.mysurance.co.jp/contact#/

Mysurance
マイシュアランス

MYS25-100360